

北翔大学障がい学生支援に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条第1項の趣旨および障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、北翔大学および北翔大学短期大学部（以下北翔大学）における障がいのある学生に対する差別的取り扱いの解消の推進およびその支援に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

北翔大学は、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、および教育の理念である「愛と和と英知」に則り、全ての教職員が障がいを理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障がいのある学生が他学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることとする。

3. 学長の責務

- 1) 北翔大学学長は、障がいのある学生への差別の解消を推進するために、「北翔大学障がい学生支援検討専門委員会」を設置し、障がいのある学生に対して合理的配慮の提供がなされるよう努める。なお、「北翔大学障がい学生支援検討専門委員会」に関する必要な事項は、別に定める。
- 2) 北翔大学学長は、障がいのある学生への差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するように努める。

4. 定義

本ガイドラインにおける用語の意義は、以下の定めるところによる。

1) 障がいのある学生

障害者基本法第2条第1号に規定する障害（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）を鑑み、障がいがあり、北翔大学におけるすべての教育、研究およびその他の関連する活動に参加する学生を指す。

2) 社会的障壁

障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会的生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の趣旨を鑑み、北翔大学における教育、研究およびその他の関連する活動全般を営むうえで、障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5. 合理的配慮の提供

- 1) 北翔大学は、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去のために、合理的な配慮（以下「合理的配慮」）を提供することとする。
- 2) 北翔大学は、個々の場面において、障がいのある学生に対する合理的配慮を提供するため、事前的改善措置（施設バリアフリー、人材配置等）に努めることとする。
- 3) 北翔大学は、障がいのある学生に提供する合理的配慮について、障がいの状態や環境等の変化に応じて、適宜見直しを行うことに努めることとする。

6. 相談体制の整備

- 1) 北翔大学は、障がいのある学生およびその家族、関係者からの合理的配慮に関する相談に応じるための相談窓口を以下のとおりとする。このほか、必要に応じて各部署においても相談を受け付ける。
 - ・特別サポートルーム
 - ・保健センター、学生相談室
 - ・学習支援オフィス（講義・試験関連等）
 - ・学生生活支援オフィス（学生生活全般）
 - ・アドミッションセンター（入試・入学前関連等）
- 2) 障がいのある学生本人が、正当な理由のない不当な差別的取り扱いを受けたと感じた場合において、その相談に応じるための窓口を下記のとおりとする。
 - ・キャンパス・ハラスメント相談員

7. 情報公開

北翔大学は、障がいのある大学進学希望者や在籍する障がいのある学生等に対して、支援のガイドラインや相談体制等を、ホームページや学生便覧等を通じて公開することとする。

8. 研修・啓発

- 1) 北翔大学は教職員に対し、障がいのある学生に対して適切に応じるために必要な情報を整備する。
- 2) 北翔大学は教職員および学生に対し、障がいを理由とする差別の解消と障がい特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行うものとする。

9. ガイドラインの見直し

北翔大学は、技術の進展等、社会・環境的变化に応じて合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらす場合、必要に応じてガイドラインを見直し、充実を図るものとする。

付則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは平成 30 年 4 月 1 日から施行する。